

令和元年度『農業農村活性化支援モデル事業』

二次募集要項

1 事業目的

中山間地域等の農村地域では、過疎化や高齢化により地域に活気が失われつつあり、営農や農地・農業用施設などの地域で維持管理し保たれてきた「むら機能」が低下しています。こうした状況解決のため、地域に活気を呼び起こし農業用施設や農地の利活用および保全につながるモデル的な活動を支援し、地域に主体となっていただきながら地域の思いを共に実現していくことを目的としています。

2 募集内容

みなさまが住んでいる地域で取り組んでみたい「地域保全活動（農村の地域資源を保全する活動）」を募集し、県のモデル事業として実施します。

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 県内の中山間地域（和歌山市を除く市町村）で実施すること。
- (2) 事業の受益者が特定少数の者に限定されず、広く県民に還元される公益性のあること。
- (3) 事業が、事業委託契約締結の日から令和4年3月31日の間で実施（完成図書、実績、書類提出含む）できること。
- (4) 基本的に、他の団体（県の他事業を含む）等から補助金等の資金支援を受けないこと。
もし、受けている場合は、本事業との区分けが明確にできること（中山間地域等直接支払制度を除く）。
- (5) 過去に和みのむら活性化支援モデル事業や耕作放棄地再生活動協働モデル事業を受託した団体については、類似の企画提案でないことを原則とする。

具体例として・・・

- ☆ 中山間地域における都市住民の援農支援
- ☆ 農地復元のための用水路、ため池の保全活動
- ☆ 農業用施設を活用した学習会の実施
- ☆ 古くからのむら行事を復活させるための農地を利用した取り組み
- ☆ 遊休農地を活用した特産加工品の原料づくりや景観作物の植栽

などを募集します。

3 応募資格

次の要件を満たす団体

- (1) 和歌山県内に所在する農村集落や生産組織等、または、県内に事務局のある特定非営利活動法人（NPO法人）あるいは非営利の社会貢献活動を行う活動団体（ボランティア団体等、法人格を持たない団体を含む）であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (3) 暴力団でないこと。暴力団若しくは暴力団員等の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること。
- (5) 実施事業の公表に異議がないこと。

4 応募提案数

1団体につき、1提案と限らせていただきます。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ①「農業農村活性化支援モデル事業」企画提案書（別紙様式1）
- ②「農業農村活性化支援モデル事業」団体等概要書（別紙様式2）
- ※ なお、提出いただいた書類はお返ししませんので、ご了承下さい。

(2) 提出方法

郵送または持参により提出するものとします。

(3) 応募の締切

令和元年7月12日（金）必着

(4) 提出先

団体が所在する地域の振興局農地課（東牟婁においては農業水産振興課）担当（地域づくり支援員）が企画提案の内容をお伺いします。

提出先	郵便番号	住所
海草振興局農地課	〒640-8585	和歌山市小松原通1-1
那賀振興局農地課	〒649-6223	岩出市高塚209
伊都振興局農地課	〒648-8541	橋本市市脇4丁目5番8号
有田振興局農地課	〒643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1
日高振興局農地課	〒644-0011	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局農地課	〒646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1
東牟婁振興局農業水産振興課	〒647-8551	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

6 審査及び選考結果

(1) 審査・選考方法

知事の附属機関である「農業農村振興委員会」に設置している「中山間ふるさと・水と土保全推進部会」（以下「委員会」という）により審査し、モデル事業として予算の範囲内で7件程度を選定します。

一次審査は、企画提案書による書類審査、二次審査は企画提案団体のプレゼンテーションによる審査を行い、選考結果を後日通知します（一次審査は7月中下旬、二次審査は8月上旬頃を予定しています）。

なお、複数年度にわたり事業を実施する場合、2年目以降は、前年度の成果と当年度の計画を书面で報告いただき、県が必要と認める場合、委員会の場等において応募者に内容の説明を求めることがあります。

(2) 選考基準

下記の視点をもとに、総合的に評価し、選考します。

- ・先進性
先進性、先駆性、独自性に優れた内容であるもの
- ・公益性
受益者が特定の者に限定されず広く県民に還元されるもの
必要性、緊急性の高いもの
- ・実行性
提案された事業を遂行できる組織体制と運営基盤があること
実行可能な方法、計画、予算で立案されているもの
- ・費用対効果
事業実施による直接効果が優れているもの
- ・波及性
事業の成果が広く県民に還元されるなど波及性があるもの

7 委託金額

事業実施期間は最長3年とし、1団体につき1年目50万円、2年目30万円、3年目20万円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とし、企画提案内容に応じて決定します。

※ 事業実施に関係のない費用、団体そのものの運営経費、パソコン・プリンター・デジタルカメラなどの備品を購入する費用、団体内での打ち合わせの際の飲食費などの経費は対象外です。

8 契約の締結

(1) 審査により選定された団体は見積書を徴して契約を締結します。

(2) 契約の相手方（以下「受託者」という）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を行いません。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうか県警察本部に照会する場合があります。

ア 暴力団又は暴力団員であると認められるとき

イ アに掲げるもの以外のものであっても、次のいずれかに該当するとき

(ア) 役員等（代表者および経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ）が暴力団員に該当するとき

(イ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき

(ウ) 役員等が、自己、その属する法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的その他不当と認められる目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき

(エ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭その他の財産上の利益を与え、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき

(カ) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当すると知りながら、当該契約を締結しているとき

9 事業報告書等の提出及び活動報告

採択団体は進捗状況報告書（12月末現在の状況を翌月末までに）及び事業報告書（事業完了後速やかに3月末までに）を県へ提出していただきます。

10 取組の公表及び提出書類の使用

取組状況については、本事業の普及・啓発を目的に、広く公表することとしていますので、あらかじめご承知ください。

また、県は、実績報告書等に添付された写真、図表等を本事業の広報用を使用することができるとしますので、あらかじめご承知ください。

11 その他

・応募書類の作成、提出、二次審査・活動報告会への出席に要する費用はすべて応募者の負担となります。

・県から委託するモデル事業として実施されるため、内容について県との調整をお願いする場合がありますとともに、採択された団体については、団体名、代表者名、団体の連絡先、事業内容を公開しますので、ご承知願います。

- ・予算の範囲内での委託となりますので、件数等変更する場合がありますがご了承願います。
- ・委託費の支払いは、提出いただいた事業報告書の内容を県で検査した後となりますが、業務を円滑に進めるために必要な場合、委託金額の30%を限度として、契約後に請求いただければ支払うことができます。

1 2 問い合わせ先

和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 農林水産総務課 里地・里山振興室

電 話 073-441-2943 (ダイヤルイン)

F A X 073-433-3024

e-mail e0705001@pref.wakayama.lg.jp

平日(月～金曜日) 9時から17時45分まで

ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/>

海草振興局農地課	TEL : 073-441-3360	FAX : 073-441-3368
那賀振興局農地課	TEL : 0736-61-0017	FAX : 0736-61-0018
伊都振興局農地課	TEL : 0736-33-4913	FAX : 0736-33-4912
有田振興局農地課	TEL : 0737-64-1265	FAX : 0737-64-1282
日高振興局農地課	TEL : 0738-24-2914	FAX : 0738-24-2916
西牟婁振興局農地課	TEL : 0739-26-7912	FAX : 0739-26-7919
東牟婁振興局農業水産振興課	TEL : 0735-21-9614	FAX : 0735-21-9642